

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）  
分担研究報告書

格差と社会保障のあり方に関する研究

『主観的生活費調査』の概要

分担研究者：山田篤裕(慶應義塾大学経済学部)

研究要旨：2008年度に本プロジェクトで実施された Web 調査『主観的生活費調査』に基づき人々の主観に基づく「必要消費額」について各世帯類型毎に検討した。その結果、「切り詰めるだけ切り詰めて最低限」の必要消費額と、「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるため」の必要消費額との間には一定の乖離（2～3割）が見出されること、世帯規模による必要消費額の変動が逆向きの動きを示すこと、幼児（3～5歳）一人あたりの必要消費額が他の年齢階級の子どものパラメータに比し相対的に大きいこと、などが明らか

A. 研究目的

第一の目的は、現在の標準的な生活スタイルを想定し、積み上げ方式で最低生活費（必要消費額）を計算した場合、金額としてどれほどになるかを計測することである。第二の目的は、最低生活費（必要消費額）というのは調査対象者にとって、どれほど確固たる概念なのか、ということを確認することである。具体的には、同じ属性を持つ異なる2つのグループに対し、異なる尋ね方で最低生活費を訪ねることで、この「乖離」を計測した。

B. 研究方法

「主観的生活費調査」は、ネットマイル社を通じ Web を使用し、2009年2月に実施した。調査対象は、ネットマイル加盟サイトの約1000社から、ポイント・プログラムに参加している約400万人のモニターで

ある。Web 調査を利用することによる調査対象者の属性を統御するため、「主観的生活費調査」では、対象者年齢を20歳から59歳にし、学生を除き、家族類型と収入を基準に、調査対象者の割当（1490サンプル）を行った。

日常的な消費項目について、「切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要（以下、K調査と称す）」あるいは「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要（以下、T調査と称す）」という2通りの尋ね方により別々の2つの調査対象グループに必要消費額を尋ねた。Web 調査の利点を最大限に活かし、これらの個別消費項目の合計が、常に自動的に計算され、調査対象者にその合計額を確認するよう求める調査設計を行った。

（倫理面への配慮）

本研究で利用する個票データは、個人情報

報の秘匿処理がすでに行われており、これらから個人が特定されることのないよう留意されている。

### C. 研究結果

K調査とT調査では、必要消費額について各々、「切り詰めるだけ切り詰めて最低限（K調査）」、「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるために（T調査）」、という異なる尋ね方をしている。必要消費額の合計（中央値）については、K調査とT調査の間に、どの世帯類型においても2割から3割ほどの一定した乖離が見られた。

また必要消費額の統計的分析において、世帯規模（あるいは定数項）のパラメータの方が、年齢階級別世帯員（一人当たり）のパラメータより相対的に大きくなっていた。

世帯規模によるパラメータの相違をみると、K調査では世帯規模1人と2人との間では7千円ほど下がるが、それ以外は世帯規模が大きいほど、パラメータの値が大きくなる傾向にある。しかし、T調査では世帯規模4人と5人の間で5千円ほど上がるが、それ以外は世帯規模が大きいほど、逆に、パラメータの値が小さくなる傾向にある。

それとともに、年齢階級別世帯員のパラメータに関し、乳幼児（0-2歳）および小学生（6-11歳）が有意でない（5%水準）一方、幼児（3-5歳）と中学生（12-19歳）が有意になっていることも注目に値する。とくにK調査、T調査とも中学生（12-19歳）一人当たりのパラメータ（K調査では3万8千円、T調査では4万1千円）

より幼児（3-5歳）一人当たりのパラメータ（K調査では4万円、T調査では5万6千円）の方が相対的に大きい。

### D. 考察

「切り詰めるだけ切り詰めて最低限必要な消費額」と、「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるために必要な消費額」との間には安定的な乖離がみられる。

世帯規模による必要消費額の変動が、K調査とT調査では逆向きの動きを見せており、「切り詰めるだけ切り詰めて最低限（K調査）」、「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるため（T調査）」に必要な消費額との間には、異なる形で「世帯規模の経済性」が働いている可能性がある。

幼児（3-5歳）一人当たりのパラメータ（K調査では4万円、T調査では5万6千円）が相対的に大きいことの意味は、幼児（3-5歳）に特有のニードが相対的に大きく、重点的な政策的対応の必要性を意味している。

### E. 結論

「切り詰めるだけ切り詰めて最低限必要な消費額」と、「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるために必要な消費額」という、2つの主観的な貧困概念の間には、①安定的な乖離、②異なる世帯規模の経済性、③幼児（3-5歳）に特有な（主観的）ニード、が存在する可能性があり、各消費項目にさかのぼった検討がさらに必要である。

G. 研究発表

1. 論文発表

特になし

2. 学会発表

特になし

F. 健康危険情報

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

## 平成20年度分担研究報告

# 序章 総論－研究の要約

駒村康平(慶應義塾大学経済学部)

## 要旨

本論は、本研究事業の総論部分として、第1部の「格差・貧困に関する実証研究」と第2部の「生活保護改革の法的基盤・自立支援プログラムの地域特性の研究」の各論文のエッセンスと研究の意義を整理することを目的とする。

### 1. 研究の構成

本研究は、多様な貧困概念による実証研究を行い、格差・貧困の拡大と経済・社会の相互関係を分析し、所得保障にかんする政策的含意を得ることを目的とする。なるべく政策に直結した基礎的情報を提供することを意識し、低所得者あるいは生活保護以下の生活水準の貧困者の動向、さらにはその要因を分析することを目的とした。

1年目を基礎的研究に加え、2年目の本年度は、より政策志向の強い研究として、1) 格差・貧困に関する実証研究(第1部)、2) 生活保護行政及び自立支援プログラムの地域特性の研究・生活保護改革の法的基盤(第2部)から報告書を構成する。

第1部「格差・貧困に関する実証研究について」は、生活保護改革動向の評価とあり方を検証するために必要な基礎的な指標を整備すべく、『全国消費実態調査』、『生活保護の現況と課題』、各自治体の生活保護関連統計などを用いたデータ分析を実施した。所得だけではなく消費や資産についての格差・貧困の検証を行い、加えて住民税非課税世帯基準などの多様な貧困線による検証も行った。また低所得層の資産保有状況の分析を行った。さらに、1年度に提示した標準生計費の研究に基づき、国民が評価する新たな主観的貧困指標の作成を試みた。

格差・貧困の実証研究に関する論文は、第1章「資産考慮による貧困率の変動」、第2章「課税最低限未満世帯の増加と社会保障」、第3章「日本のワーキングプア」、第4章「若年層の貧困化と家族の変化」、第5章「被保護母子世帯の貧困ダイナミクス」、第6章「主観的生活費調査の概要」、である。

第2部「生活保護行政及び自立支援プログラムの地域特性の研究・生活保護改革の法的基盤」については、より政策を意識して、1年度からの継続の福祉事務所におけるヒアリング調査、データ分析から、生活保護制度が持つ課題を明らかにした。

生活保護制度及び関連施策に関する論文は、第7章「地域特性からみた生活保護制度と自立支援プログラムの現状と課題－自治体ヒアリングを通じて－」、第8章「自立支援プログラムの効果の検証－福祉事務所の体制と地域の雇用環境の影響」、第9章「大都市自治体における生活保護行政の実施体制」、第10章「年金担保貸付事業に関する分析」、第11章「格差・貧困の拡大と社

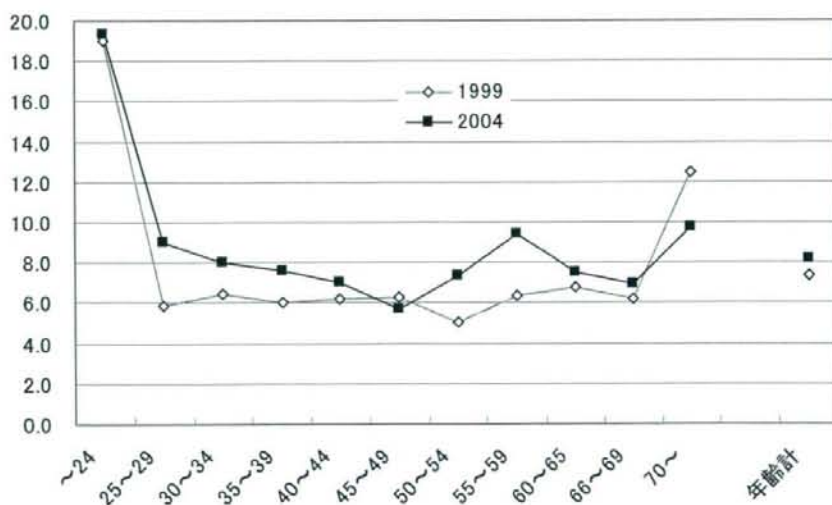
会保障法の役割」から構成される。

## 2. 第1部「格差・貧困に関する実証研究」の要約

### (1) 貧困率の現状把握について

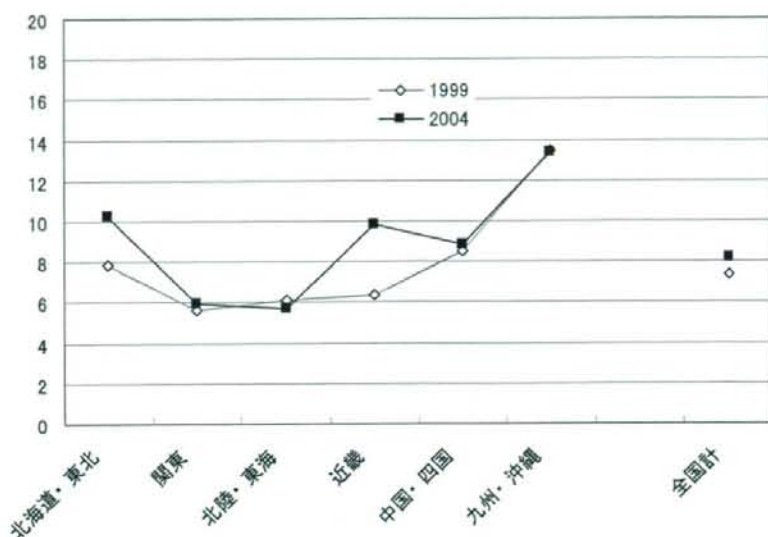
世帯収入の合計が、生活保護制度に定める最低生活費(=生活保護制度で定める所得面での貧困線)を下回る世帯を貧困世帯と定義づける。この定義で測定した1999年と2004年の世帯主年齢別、地域別の貧困率は図表1、図表2の通りである。1999年から2004年の5年間に全世界帯の生活保護基準でみた貧困率は、若干上昇している。世帯主年齢別にみると、45-49歳の年齢層では、貧困率の上昇は観察されないが、25歳から44歳までの比較的若い年齢層と50歳代において貧困率が上昇していることがわかる。そして、70歳以上の高齢者層では、1999年から2004年にかけて大幅に貧困率が低下していることがわかる。主に、稼働年齢層において貧困率の上昇が観察されるといえるだろう。次に、地域別の貧困率であるが、近畿地方および北海道・東北地方において貧困率が上昇しているが、その他の地方ではこの間貧困率の上昇は観察されていない。近畿地方と北海道・東北地方における貧困率の上昇が全国の貧困率の水準を引き上げているといえる。

図表1 1999年と2004年の世帯主年齢別貧困率(可処分所得生活保護基準未満)、%



出所:総務省『全国消費実態調査』(各年)より筆者ら作成。

図表2 1999年と2004年の地域別貧困率(可処分所得生活保護基準未満)、%



出所:総務省『全国消費実態調査』(各年)より筆者ら作成。

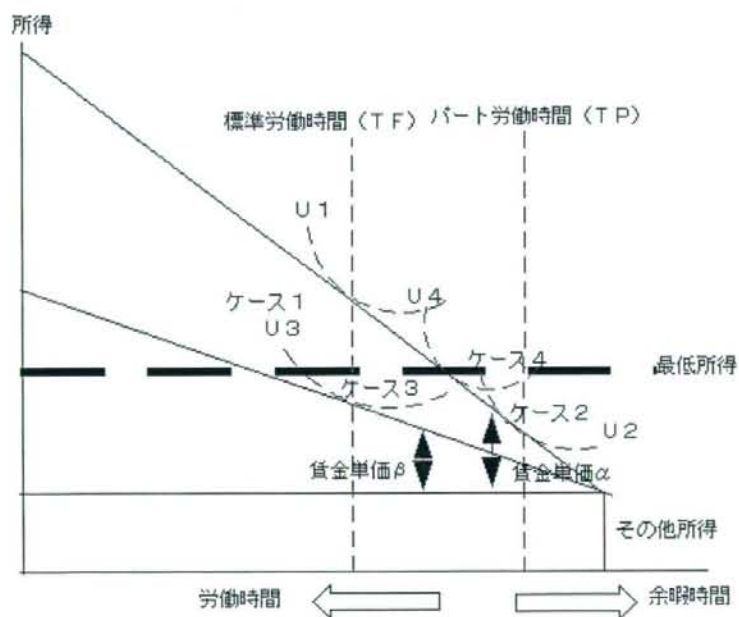
ところで、こうした所得に着目した貧困線とは別に、生活保護制度では資産面での制限がある。第1章「資産考慮による貧困率の変動」は、所得面での貧困線に資産面での貧困条件を加えた場合、貧困率がどの程度変動するか分析したものである。現行制度の資産保有制限を加えると、貧困率は低下していくことが確認できる。第2章「課税最低限未満世帯の増加と社会保障」は、もう一つの貧困線候補である、住民税非課税水準を貧困線として採用した場合に、どのような世帯が貧困状態になっているか検証している。第3章「日本のワーキングプア」は、ワーキングプアの統計的把握を試みている。

## (2) ワーキングプアの定義について

今日、ワーキングプアが注目されているが、その概念は不明確である。ワーキングプアをどのように把握するか、労働政策から見ると所得保障政策から見るとの違いが生まれる。図表1は、横軸に余暇時間(労働者の可処分の時間マイナス労働時間)、縦軸に所得を取っている。U<sub>i</sub>で示される曲線は、所得と余暇に対する無差別曲線である。所得水準A-Aを生活保護制度における単身世帯の最低所得水準とする。ケース1は、賃金水準 $\alpha$ の人は、標準的な労働時間TFでこの所得水準A-Aをクリアする場合とする。一方、同じ賃金水準 $\alpha$ でも、他からの所得があり、余暇や他の時間配分への選好が強い人は短時間労働、労働時間TP選択し、A-Aの所得水準を超えない状態をケース2としよう。この場合のワーキングプアは政策的な課題ではなく、本人の選択の問

題といえる。一方で、労働政策の問題になる労働者は、ケース 3 のように、賃金水準  $\beta$  で、標準的な労働時間  $TF^*$  で働いても A-A の所得水準をクリアできないような場合である。これは、賃金水準  $\beta$  が低すぎるので、最低生活保障水準を規定する生活保護制度と整合性のあるように、労働政策における対応、すなわち最低賃金の引き上げ必要になってくる<sup>\*2</sup>。また、ケース 4 は、健康や家族の介護などの理由で、標準的な労働時間に従事できず、さらにそのほかの収入を合計しても A-A 水準に達しない場合であり、生活保護制度の対象になる。ケース 3 やケース 4 のような働き方をしている人はまさにワーキングプアとして生活保護などの所得保障政策の対象になる<sup>\*3</sup>。

図表 3 労働時間と所得との関係



ケース 3, ケース 4 のような状態の人がどの程度いるのであろうか。この問題を考えるときに、いく

\*1最低賃金と生活保護の比較をするためには、1日8時間で22日間労働ということになる。  
 \*2都道府県別に生活保護制度が定める最低所得水準と最低賃金を比較すると、生活扶助に住宅扶助や医療保険や国民年金の免除、各種租税公課・公共サービスの利用料の減額などを考慮すると最低賃金と生活保護の逆転現象が発生する地域がある。最低賃金法改正により、地域別最低賃金は生活保護制度との整合性を考慮して設定されることになった。  
 \*3ただし、ここでは、失業者はワーキングプアの範疇には加えていない。このほか、ワーキングプアのとらえ方により、政策的インプリケーションが異なることについては、村上(2008)がよくまとめている。



つかの考慮すべき点がある。図表3の経済モデルでは、単身モデルを想定したワーキングプアの問題を議論したが、ワーキングプアが所得保障政策上の課題になるのは、ケース3、ケース4のような他の所得を加えても生活保護制度の定める最低所得水準に達していない世帯である<sup>\*4</sup>。また、最低所得の水準は、生活保護制度で定める最低所得水準が実際の各世帯類型別に世帯単位で設定されていることや様々な控除も考慮される必要がある。

### (3) ワーキングプアの推計

ワーキングプアの推計を行った研究については、村上(2008)が整理したように、推計結果にばらつきがある。ワーキングプアの推計結果にばらつきがでる原因は、1)測定単位・所得単位が個人単位か世帯単位か、2)最低所得水準の設定の違い、3)使用するデータのの違いであるが、さらに就業状態も考慮する必要がある。したがって、厳密にワーキングプアを推計するためには、1)労働時間や就業日数といった就業状態に関する情報、2)世帯の所得に関する情報をもったデータが必要となるが、現在、こうした条件を満たす研究利用可能な個票データはない<sup>\*5</sup>。岩井・村上(2007)は、就業構造基本調査を使い、世帯所得面と就業状態の双方を考慮した個人単位ワーキングプアの推計を試み、2002年の失業・就労貧困者の割合が失業者・有業者に占める割合は、12%で、92年以降、若い世代を中心に増加していることを確認している。岩井・村上の推計は、個票データを使った優れた研究であるが、いくつかの考慮すべきこともある。まず、最低所得水準に生活扶助基準を使っているが、①貧困か否かの判別に使った所得データがカテゴリカルデータであること、②生活扶助の基準額の計算は、大括りした年齢別の世帯人数で計算していること、③最低所得を計算する際の社会保険料や税金の控除が行われていないこと、④各種加算が考慮されていない、という点で、所得面で把握に限界がある。

本件では、ワーキングプアについて、1999年と2004年全国消費実態調査を使い推計した。ここでの、ワーキングプアの定義は、1)世帯主に稼働収入がありながら、世帯収入計が生活保護制度で定める生活保護水準は1級地1の最低所得を下回っており、かつ2)生活保護によってカバーされていない世帯の割合である。最低所得水準、カウント方法、収入が世帯単位、稼働状況は世帯主の状況だけで、労働時間・日数などの就業状態を限定していない点に注意する必要がある。

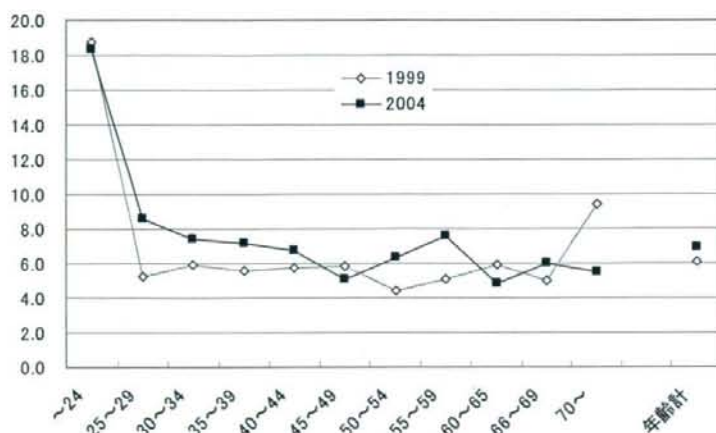
図表4は、年齢階層別のワーキングプア率・貧困率である。世帯主の年齢が若い世帯と高齢者の世帯でワーキングプア率が高く、最近では、若年世代のワーキングプア率上昇が目立っている。図表5は、地域別のワーキングプア率である九州・沖縄地方が際だって高く、北海道・東北地方、近

\*4 この見方は、あくまでも所得政策から見たものである。伍賀(2007)が指摘するように、1)劣悪な就労条件の問題と2)一時的な状態ではなく中長期にわたる世帯構成の変動も考慮すると、非正規労働者など個人単位でのワーキングプア問題に着目する必要がある。このほか、一時的な貧困状態に限定せず、中長期的な貧困状態の継続にも注意を払う必要がある。こうした研究展望は駒村(2007)を、そしてパネルデータを使った動的な貧困研究については、石井・山田(2006)がある。

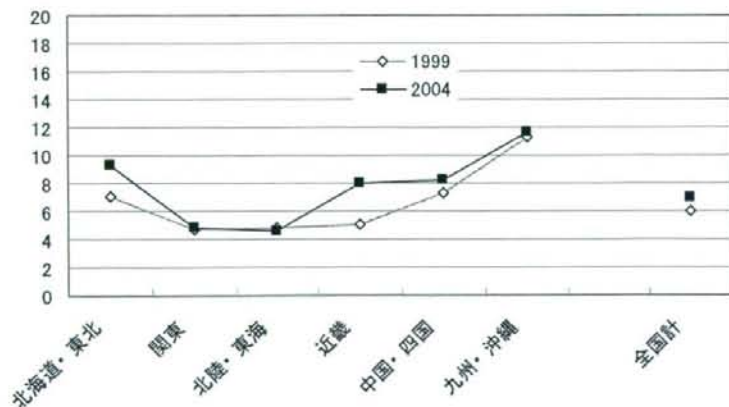
\*5 労働状態と世帯情報・収入の双方の情報を保有するデータとしては、『労働力調査』があるが、その個票データは研究目的の利用可能は許されていない。

畿地方が続いている。2004 年にかけては、北海道・東北、近畿地方のワーキングプア率が上昇している。このような動向は、非就業層を含んだ貧困率の推計と同様であり、ワーキングプアの増加が全体の貧困率を押し上げていると考えられる。

図表 3 1999-2004 年の世帯年齢別ワーキングプア(世帯主が就業かつ世帯所得が生活保護基準未満)



図表 4 1984-2004 年の地域別ワーキングプアの動向(世帯主が就業かつ世帯所得が生活保護基準未満)



第4章「若年層の貧困化と家族の変化(四方論文)」は、20-34歳の若年層について配偶関係・

親同居関係別の貧困率の測定を行った。分析結果からは、男性では配偶者がおらず親と同居していない者で貧困率が低い、逆にその属性の女性の貧困率は高いことがわかった。また、親と同居している配偶者無しの若年層の貧困率は、他のカテゴリーの若年層より相対的に低いが、1999年から2004年にかけて上昇傾向にあった。その間、若年層全体での貧困率は男女ともに上昇しているが、その上昇の主な要因は、親と同居している配偶者無しの若年層での貧困率の上昇とこのカテゴリーの若年割合の上昇であることがわかった。

第5章「被保護母子世帯の貧困ダイナミクス」は貧困の誘因という視点から、受給層の被保護母子世帯の生活実態について調査を実施し、貧困の要因分析を行っている。第6章「主観的生活費調査の概要」では、Web調査『主観的生活費調査』に基づき人々の主観に基づく「必要消費額」について各世帯類型毎に検討している。

## 2. 第2部「生活保護行政及び自立支援プログラムの地域特性の研究・生活保護改革の法的基盤」の要約

### (1) 生活保護制度の現状と課題

生活保護制度の実質主体である福祉事務所の現状とそこにおける自立支援プログラムの地域特性について、ヒアリング、データ分析、アンケート調査(本章文末の参考報告参照)で分析を行った。

まず、生活保護担当ケースワーカーに対するアンケート調査でわかった点であるが、政令市、市部・特別区部などのいわゆる都市部において、ケースワーカーの担当するケース数は増加しており、福祉事務所職員の負担感が上昇している。このため、福祉事務所職員の現行の生活保護制度への評価も低くなっていることが確認できる。また、財政的なプレッシャーを感じる回答者が40%、また担当ケースの増加により業務の質の低下の意見も多い。こういう状況について、現場での対応であるが、担当ケース数が多い回答者のなかでは、ケースの重み付けを評価する傾向にある。ケースワーク業務の内容については、属人的な性格と見る見方と工夫次第では標準可能という見方が半々である。また、ベテランケースワーカーの情報や知見の共有する取り組みを組織的に行っているところは少数であるが、個人的な知識・経験の伝承は行われている。

全国的に担当ケース数が増加し、経験年数が短期化し、専門職採用も少数となっているなかで、福祉事務所の機能低下の危険性が高まっていると考える。こうしたなか、現場では、組織・業務に関する工夫で対応しているのが現状であろう。そうした動きについては、第7章「地域特性からみた生活保護制度と自立支援プログラムの現状と課題—自治体ヒアリングを通じて—」において、今後の生活保護行政のあり方の議論が①従来型「充足率の維持という現行対応」、②改良型「世帯類型ごとのウェイトづけと嘱託職員の採用」、③抜本型「高齢者世帯の生活保護制度からの分離」という、3つの方向性に整理されることが明らかになっている。

第8章「自立支援プログラムの効果の検証—福祉事務所の体制と地域の雇用環境の影響」は、福祉事務所別の個票を用いて、自立支援プログラムの効果を検証し、①ハローワークと連携する生活保護受給者等就労支援事業の対象者数は、きわめて少ないこと、②経済的自立に関するプ

プログラムの達成率は、有効求人倍率などの労働市場と弱い相関が見られ、一方、専門職員を活用するプログラムを実施している自治体では、相対的に高い達成率を維持していること、③今後、自立支援プログラムを推進するにあたり、参加者の就職先や離退職の動向を個人単位で把握する統計整備が必須である、と指摘している。

第9章「大都市自治体における生活保護行政の実施体制」は、大都市自治体の生活保護行政体制について、職員数の確保と多様な支援メニューへの対応という観点から考察を行っている。保護率の上昇の反面、行政改革による職員数削減が進む中、ケースワーカー等職員の充足率は低下傾向にあるが、個々の自治体によって状況や対応に異なる点も見られることを指摘している。

## (2) 関連制度の課題

第10章「年金担保貸付事業に関する分析」は、年金担保貸付の利用者による生活保護受給の繰り返し受給により、一種のモラルハザードの問題を引き起こす、年金担保貸付制度の実態について分析している。年金担保貸付の残高は、貸付金利と逆相関しており、全般的には世帯は経済合理的な行動をしていることを確認している。一方、高齢・低所得者向けの生活資金融資制度が不完全な現状を考慮すると、直ちに年金担保貸付制度を廃止することは現実的ではなく、一部の利用者によるモラルハザードを有効に防ぐ手段の工夫をする必要はある。

第11章「格差・貧困の拡大と社会保障法の役割」は、社会保障法学から貧困問題を検証し、1) 公的扶助ないし生活保護分野での理論展開、2) 貧困問題をめぐる新たな法的展開、3) 生活保護制度改革、老齢加算廃止の検討、4) 多様な自律への支援と社会法的視角の必要性を論じている。

## 3. 研究のまとめ

以上、本年度、2年間の研究期間の最終年度として、研究の取りまとめを行い、貧困状況の統計的把握と生活保護行政、政策の課題を検証した。なお、本研究で収集したデータ、資料をもとに、今後さらに分析を進める予定である。

## <参考文献>

石井加代子・山田篤裕(2007)「貧困の動態分析－KHP Sに基づく3年間の動態」樋口美雄・瀬古美喜編『日本の家計行動のダイナミズム [III]』慶應義塾大学出版会。

岩井浩・村上雅俊(2007)『日本の Working Poor の計測－就業構造基本調査履歴リサンプリング・データの利用』『調査と資料』第103号、関西大学経済・政治研究所。

駒村康平(2007)「ワーキング・プア・ボーダーライン層と生活保護制度改革の動向」『日本労働研究機構』No563,労働政策・研究機構。

伍賀一道(2007)「今日のワーキングプアと不安定就業問題－間接雇用を中心に－」『経済研究』第11巻4号、静岡大学。

村上雅俊(2008)「ワーキングプアの推計について－世帯で捉えるか、個人で捉えるか」『労働統計研究部会報 No3 2008年3月29日』。

## 福祉事務所職員に関するアンケート調査

慶應義塾大学経済学部 駒村康平

## 1. 調査概要

本研究は厚生労働省主催で2008年6月23日に都内で開催された生活保護担当ケースワーカー全国研修会において行ったアンケート(参考資料)に基づくものである。協力いただいた回答者は456人である<sup>6</sup>。

アンケート内容は、回答者の性別・年齢、役職、生活保護行政の経験年数<sup>7</sup>、地域・都市といった基本情報に加えて、1)現在の生活保護制度への評価、2)現行の生活扶助の基準への評価、3)自立支援プログラムについて、4)実施体制・行財政運営について、①現在、担当のケース数、②標準ケース数に関する評価、③ケースの重み付けの可能性について、5)業務の遂行に関し財政的な制約への意識、6)業務量の増大が、ケースの検討、相談、助言、指導に与える影響、7)CWが対象世帯に行う対人社会サービス、援助(相談、指導、助言等)の性格についての見解、8)ケースワーカーの知見・情報・知識などの情報を共有する取り組み状況から構成される<sup>8</sup>。

回答者の役職については、図表1のようになっている。なお、ここでは、回答者全体の集計であり、本庁職員も若干おり、必ずしもケースワーカーに限定した集計ではないことは注意する必要がある。また、本報告では、単純なクロス集計であるが、より詳細な多変量解析による分析報告を予定している。

図表1 回答者の役職構成

	度数	パーセント
ケースワーカー	361	79.2
本庁職員	15	3.3
その他	3	0.7
無回答	77	16.9
全体	456	100.0

回答者が、担当している世帯と回答した担当ケース数の地域別・都市別の平均は、図表2のようになり、政令市で平均96世帯と標準数を上回っており、市部・特区部、郡部では標準ケー

<sup>6</sup> 研修会全体の参加者は541人であるが、アンケート実施時点の参加者は541人以下であるが、詳細は不明である。

<sup>7</sup> 1年未満(=0)、1年から2年(=1)、2年から3年(=2)、3年から5年未満(=3)、5年以上(=5)に分類した。( )は図表における表記

<sup>8</sup> アンケートについては、資料1を参照せよ。

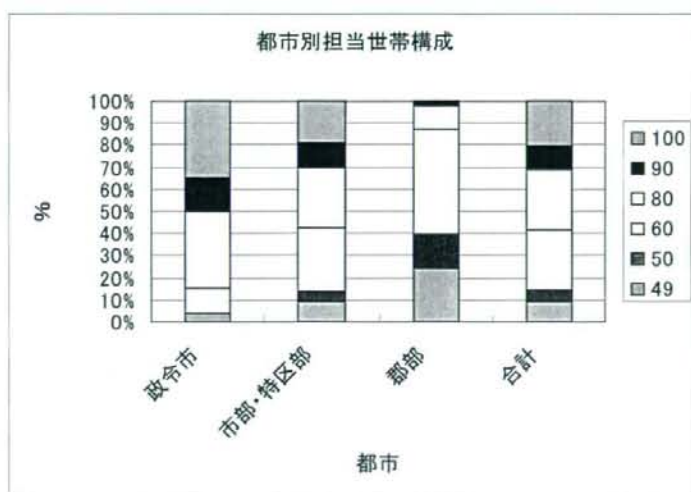
ス数の80世帯、郡部では、郡部の標準ケース数65世帯を下回る59.5世帯となっている<sup>9</sup>。

図表2 担当ケース数

地域	平均値	度数
政令市	96.6047	86
市部・特区 部	80.4840	250
郡部	59.4783	46
合計	81.5838	382

また、地域・都市別の担当ケース数の構成を見ると、政令市では100ケース以上を担当している回答者が35%存在することが確認できる(図表3)。

図表3 地域・都市別担当ケース数構成



注：図中の49はケース数0-49、50は50-59、60は60-79、80は80-89、90は90-99、100は100以上の担当ケース数を指している。以下の担当ケース別関連の図表も同様。

現職での平均経験年数は、平均2.6年で、3年から4年という回答者が最も多く28%となっている(図表4)。

<sup>9</sup> 社会福祉法第16条

図表4 現職の平均年数

経験年数	度数	%
0	29	6.35
1	108	23.68
2	118	25.87
3	131	28.72
5	50	10.96
合計	436	95.61
無回答	20	4.38
	456	100

経験年数別の平均担当数を見ると、経験年数が多くなるほど、担当するケース数が増加傾向にあることが確認できる。(図表5)

図表5 経験年数別担当ケース数

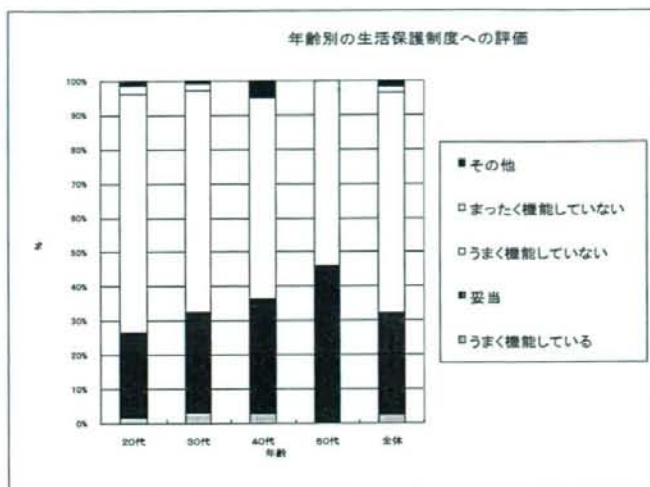
経験年数	平均値	度数
.00	59.8966	29
1.00	77.0192	104
2.00	82.2672	116
3.00	83.8080	125
5.00	88.8571	49
合計	80.6619	423

## 2. 生活保護制度に対する評価

最初に現行の生活保護に対する評価を見てみる。回答は、「A. 非常にうまく機能している。B. うまく機能している。C. 妥当 D. うまく機能していない。E. まったく機能していない。F. その他」から構成される。まず、全体としては、70%近くが「うまくいっていない」、あるいは「まったく機能していない」という消極的な回答となっている。「うまく機能している、妥当」と回答している割合は、全体では32%に留まっているが、年齢とともに、「うまく機能している」、「妥当」という回答者が増える傾向もある(図表6)。

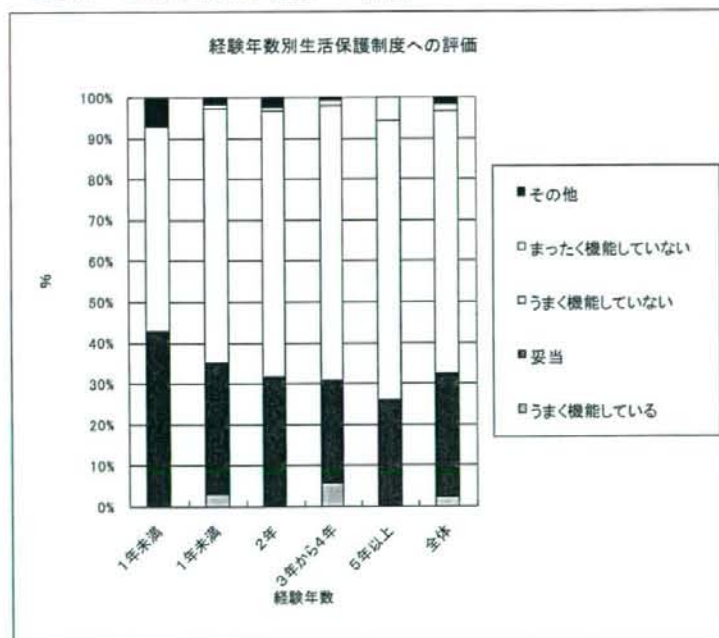


図表6 年齢別現行制度への評価



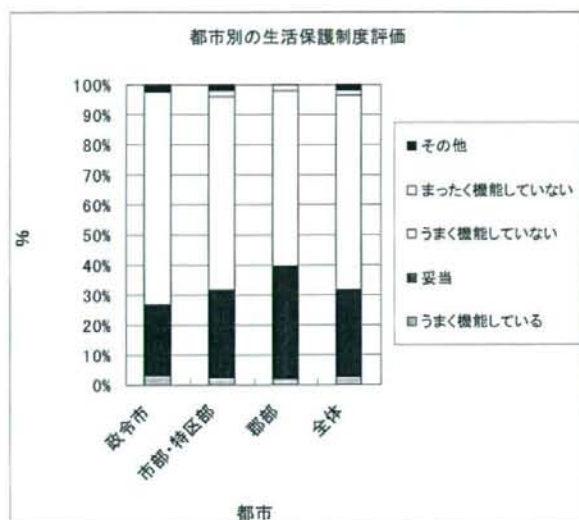
次に、経験年数別に評価を見ると、年齢とは異なり、経験年数が長い回答者ほど、制度の評価が厳しくなっていくことが確認できる(図表7)。

図表7 経験年数別の制度への評価



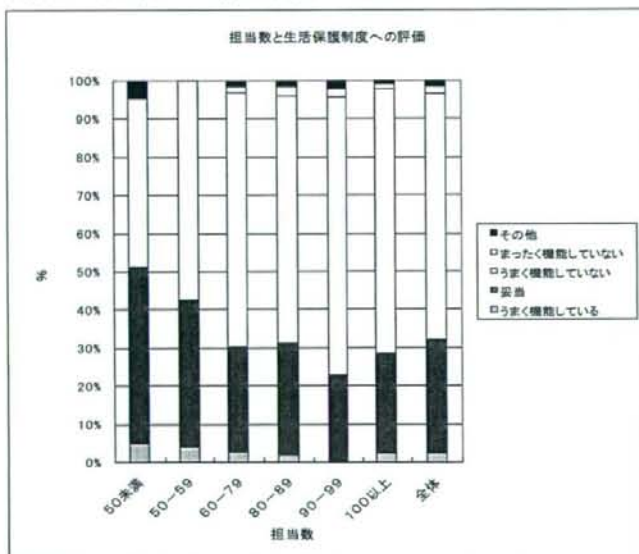
地域・都市別に見ると、政令市、市部・都区部のほうが、郡部よりも生活保護制度への評価が厳しい傾向にある(図表8)。

図表8 地域・都市別評価



また、担当するケース数の増加とともに、生活保護制度への評価は低下する傾向があることも確認できる。現場での負担感の増大が現行制度への低い評価につながっていると考えられる(図表9)。

図表9 担当ケース数と制度への評価

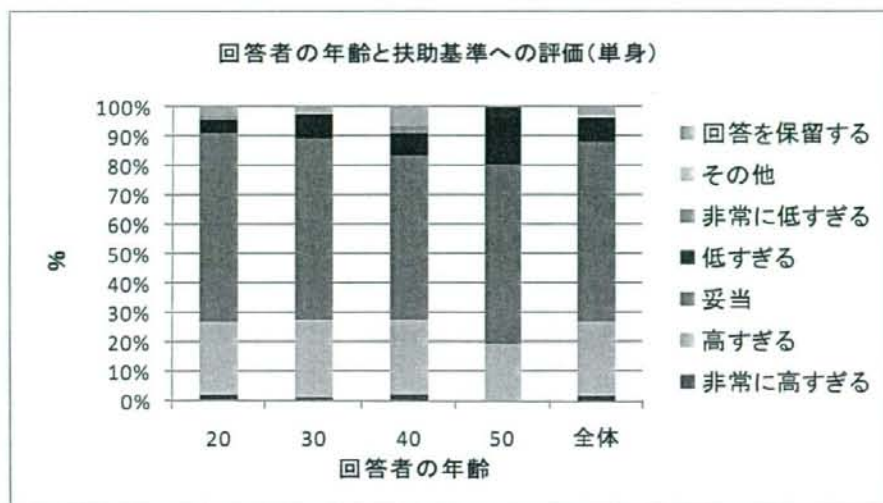


### 3. 現行扶助水準に対する評価

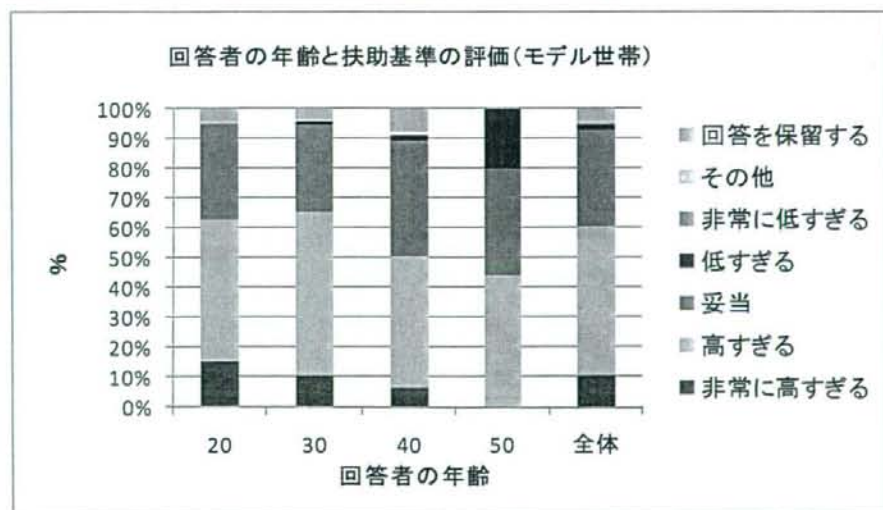
現行の生活扶助の基準(加算を考慮しないで、1、2類部分のみ)について、どのように評価しているか、1)単身世帯、2)標準三世帯(モデル世帯)について質問した。

回答者の年齢別、経験年数別に集計したが、全般的に単身世帯については「妥当」が多く、「高すぎる」という回答は多くなかった。一方、標準三世帯については、「高すぎる」という回答が多くを占めた。ただし、経験年数別見ると、経験年数が1年未満の回答者では、標準三世帯についても「妥当」と見る傾向があることも確認できた。(図表10、図表11、図表12、図表13)

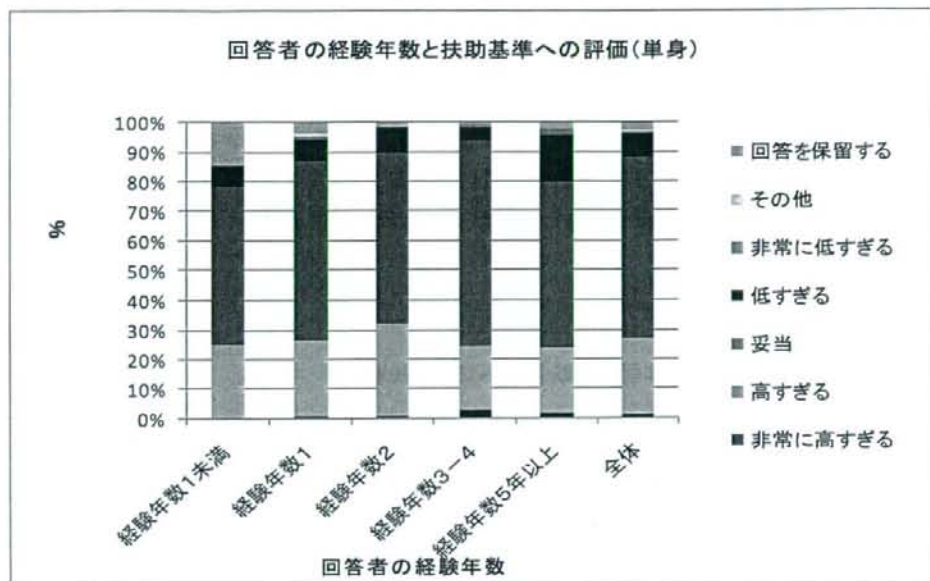
図表10 回答者の年齢別扶助基準(単身)への評価



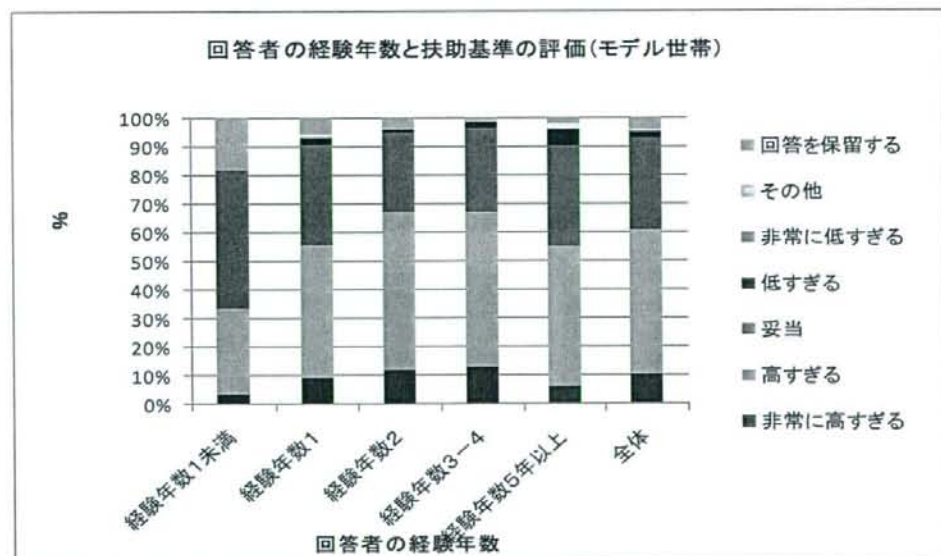
図表11 回答者の年齢別扶助基準(標準世帯)への評価



図表 1 2 回答者の経験年数別扶助基準（単身）への評価



図表 1 3 回答者の経験年数別扶助基準（単身）への評価



次に、地域・都市別に見ると、単身世帯、標準三世帯ともに、郡部では他の二つのエリアより「妥当」と考えている回答が多かった（図表 1 4、図表 1 5）。